

この計画はフィラデルフィアの Independence Foundation よりの20万ドルの資金を基にした4年間の計画である。10年後の大学図書館は電子計算機と電子回路網で相互に連絡され、各図書館は蒐集文献の分野を分担し、研究者・学生は一つの図書館で居ながらにしてキーを打つことにより即座に必要な文献・データを入手することが可能になるように計画している。この計画は来たるべき4年間に500万ドルの経費を必要とする由である。

学術雑誌、文献、書籍、データの洪水に対処して今後の図書館特に大学図書館の革新について既に米国においてはこのような計画が大規模に着々と進められている。おそらくソ連や欧州各国においても同じような計画が行なわれているに違いない。我が身の周囲をふり返り、この恐るべき文献の洪水に対して如何に対処すべきかを考えると万感交々の思いである。我々研究者が齊しく時に研究の手を休めてこの問題を熟考し、早急に対策を立てなければ、近い将来收拾すべからざる自縄自縛の事態に直面することは必定である。如何にしてゆけばよいのであろうか。

(化学研究所教授)

附属図書館商議会規程改正さる

過去1年間にわたって、京都大学における図書館活動のあり方について審議してきた図書館改善特別委員会の討議成果の上に立って、4月初め、「京都大学附属図書館報告書」が発表されたが、今回さらに商議会規程が全面的に下記のように改正された。

改正点の第1は、これまで商議員は学部と教養部からのみ出していたが、さらに附置研究所その他の研究機関からも若干名の商議員が加わることになった。これは研究所関係の図書業務の重要性がますます痛感されるようになったことによるものである。

第2は、前の図書館改善特別委員会の成功により、今後とも各種の専門委員会を随時開催できるよう、条文化したことである。

第3は、従来の規程であいまいであった商議会開催の発議をだれがするかを明確化したことである。

このように、いくつかの新しいアイデアが条文化され、今後の図書館商議会が本学の図書行政上にはたす大きな役割が期待されている。

京都大学附属図書館商議会規程

第1条 京都大学附属図書館の重要事項を審議するため、京都大学附属図書館商議会（以下「商議会」という。）を置く。

第2条 商議会は、次の各号に掲げる商議員で組織する。

- 1 図書館長
- 2 各学部長および教養部長
- 3 各学部および教養部の教授 1名
- 4 研究所長若干名
- 5 研究所の教授若干名

第3条 前条第3号から第5号までの商議員は、総長が委嘱する。この場合において、同条第3号および第5号の商議員にあっては、その所属する部局長から推薦された者について行なうものとする。

前条第3号および第5号の商議員の任期は2年とする。

第4条 専門の事項を審議する必要があるときは、専門委員を置くことができる。

専門委員は、学部、教養部または研究所の教

授または助教授のうちから総長が委嘱する。

第5条 商議会は、次の各号に掲げるいずれかの場合に開催するものとする。

- 1 総長の諮問があったとき。
- 2 商議員2名以上の要求があったとき。
- 3 図書館長が必要と認めるとき。

商議会は、図書館長が招集し、議長となる。議長に事故があるときは、年長の商議員が代理する。

第6条 商議会は、商議員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第7条 商議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第8条 議長が必要と認めるときは、商議員以外の者に出席をもとめ、意見をきくことができる。

第9条 商議会に幹事を置き、図書館事務部長をあてる。

第10条 この規程に定めるもののほか、商議会の運営その他必要な事項は、商議会が定める。

附 則

この改正規程は昭和41年5月24日から施行する。